

## キャリアアップ助成金のご案内

「キャリアアップ助成金」は、有期雇用労働者、短時間労働者、派遣労働者など、非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップを促進するため、**正社員化、処遇改善の取組を実施した事業主に対して助成する制度**です。

助成内容		助成額	※＜＞は生産性の向上が認められる場合の額	
			中小企業の場合	大企業の場合
正社員化コース	有期雇用労働者等を正規雇用労働者等に転換又は直接雇用した場合（1人当たり）	① 有期 → 正規	57万円<72万円>	42万7,500円<54万円>
		② 有期 → 無期	28万5,000円<36万円>	21万3,750円<27万円>
		③ 無期 → 正規	28万5,000円<36万円>	21万3,750円<27万円>
		※ 正規雇用労働者には「多様な正社員（勤務地・職務限定正社員、短時間正社員）」を含みます。 ※ 派遣労働者を派遣先で正規雇用労働者で直接雇用する場合、 ①③：1人当たり28万5,000円<36万円>（大企業も同額）加算 ※ 対象者が母子家庭の母等又は父子家庭の父の場合、 若しくは若者雇用促進法に基づき認定事業主であって、対象者が35歳未満の場合、 ①：1人当たり9万5,000円<12万円>（大企業も同額）加算、 ②③：4万7,500円<6万円>（大企業も同額）加算 ※ 勤務地・職務限定正社員制度を新たに規定した場合、 ①③：1事業所当たり9万5,000円<12万円>（大企業の場合、7万1,250円<9万円>）加算		
賃金規定等改定コース	全て又は一部の有期雇用労働者等の基本給の賃金規定等を増額改定し、昇給させた場合（対象労働者数に応じて、1事業所当たり）	① 全ての賃金規定等を2%以上増額改定		
		対象労働者数 1～3人	9万5,000円<12万円>	7万1,250円<9万円>
		4～6人	19万円<24万円>	14万2,500円<18万円>
		7～10人	28万5,000円<36万円>	19万円<24万円>
		11～100人 * 1人当たり	2万8,500円<3万6,000円>	1万9,000円<2万4,000円>
		② 雇用形態別、職種別等の賃金規定等を2%以上増額改定		
		対象労働者数 1～3人	4万7,500円<60,000円>	3万3,250円<4万2,000円>
		4～6人	9万5,000円<12万円>	7万1,250円<9万円>
		7～10人	14万2,500円<18万円>	9万5,000円<12万円>
		11～100人 * 1人当たり	1万4,250円<1万8,000円>	9,500円<1万2,000円>
※ 中小企業において3%以上5%未満増額改定を行った場合、 ①：1人当たり1万4,250円<18,000円>加算、②：1人当たり7,600円<9,600円>加算 ※ 中小企業において5%以上増額改定を行った場合 ①：1人当たり2万3,750円<3万円>加算、②：1人当たり1万2,350円<1万5,600円>加算 ※ 「職務評価」の手法の活用により実施した場合、 1事業所当たり19万円<24万円>（大企業の場合、14万2,500円<18万円>）加算				
健康診断制度コース	有期雇用労働者等を対象に「法定外の健康診断制度」を新たに規定し、4人以上に実施した場合（1事業所当たり）	38万円<48万円>	28万5,000円<36万円>	
賃金規定等共通化コース	有期雇用労働者等と正社員との共通の賃金規定等を新たに規定・適用した場合（1事業所当たり）	57万円<72万円>	42万7,500円<54万円>	
		※ 対象となる有期雇用労働者等1人当たり 2万円<2.4万円>（大企業の場合、1.5万円<1.8万円>）加算		
諸手当制度共通化コース	有期雇用労働者等と正社員との共通の諸手当制度を新たに規定・適用した場合（1事業所当たり）	38万円<48万円>	28万5,000円<36万円>	
		※ 対象となる有期雇用労働者等1人当たり 1.5万円<1.8万円>（大企業の場合、1.2万円<1.4万円>）加算 ※ 共通化した諸手当2つ目以降につき、1手当当たり 16万円<19.2万円>（大企業の場合、12万円<14.4万円>）加算		
選択的適用拡大導入時処遇改善コース	労使合意に基づく社会保険の適用拡大の措置の導入に伴い、その雇用する有期契約労働者等について、働き方の意向を適切に把握し、被用者保険の適用と働き方の見直しに反映させるための取組を実施し、当該措置により新たに被保険者とした場合	(1事業所当たり)	19万円<24万円>	14万2,500円<18万円>
		※ 賃金の増額割合に応じて、1人当たり以下の通り助成額を加算		
		2%以上3%未満	1万9,000円<2万4,000円>	1万4,250円<1万8,000円>
		3%以上5%未満	2万9,000円<3万6,000円>	2万2,000円<2万7,000円>
		5%以上7%未満	4万7,000円<6万円>	3万6,000円<4万5,000円>
		7%以上10%未満	6万6,000円<8万3,000円>	5万円<6万3,000円>
		10%以上14%未満	9万4,000円<11万9,000円>	7万1,000円<8万9,000円>
14%以上	13万2,000円<16万6,000円>	9万9,000円<12万5,000円>		
短時間労働者労働時間延長コース	有期契約労働者等の週所定労働時間を5時間以上延長し、社会保険を適用した場合（1人当たり）	5時間以上延長	22万5,000円<28万4,000円>	16万9,000円<21万3,000円>
		労働者の手取り収入が減少しないように週所定労働時間を1時間以上5時間未満延長した場合でも助成 ※基本給を一定額以上昇給している必要があります。		
		1時間以上2時間未満	4万5,000円<5万7,000円>	3万4,000円<4万3,000円>
		2時間以上3時間未満	9万円<11万4,000円>	6万8,000円<8万6,000円>
		3時間以上4時間未満	13万5,000円<17万円>	10万1,000円<12万8,000円>
4時間以上5時間未満	18万円<22万7,000円>	13万5,000円<17万円>		

◆ 生産性の向上が認められる要件は、厚生労働省HP「生産性を向上させた企業は労働関係助成金が割増されます」をご確認ください。

◆ すべてのコースにおいて、助成人数や助成額に上限があります。